

久喜市議会
平成28年2月定例会
市長提出議案質疑通告

平成28年3月8日（火）

質疑通告者一覧

【議案第 2 号 平成 27 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について】

通告第 3 号 猪股 和雄 議員	1
通告第 17 号 平間 益美 議員	1

【議案第 16 号 平成 28 年度久喜市一般会計予算について】

通告第 1 号 丹野 郁夫 議員	2
通告第 2 号 岡崎 克巳 議員	2
通告第 3 号 猪股 和雄 議員	3
通告第 6 号 平沢健一郎 議員	4
通告第 7 号 貴志 信智 議員	4
通告第 8 号 田中 勝 議員	4
通告第 9 号 渡辺 昌代 議員	5
通告第 10 号 川辺 美信 議員	5
通告第 12 号 戸ヶ崎 博 議員	6
通告第 13 号 成田ルミ子 議員	7
通告第 16 号 石田 利春 議員	7
通告第 19 号 杉野 修 議員	7

【議案第 20 号 平成 28 年度久喜市下水道事業特別会計予算について】

通告第 19 号 杉野 修 議員	9
------------------	---

【議案第 28 号 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例】

通告第 3 号 猪股 和雄 議員	10
通告第 16 号 石田 利春 議員	10

【議案第 29 号 久喜市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例】

通告第 3 号 猪股 和雄 議員	11
------------------	----

【議案第 30 号 久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例】

通告第 7 号 貴志 信智 議員	12
通告第 10 号 川辺 美信 議員	12

【議案第 32 号 久喜市行政不服審査会条例】

通告第 1 号 丹野 郁夫 議員	13
通告第 18 号 春山 千明 議員	13

【議案第 39 号 久喜市青少年問題協議会条例】

通告第 13 号 成田ルミ子 議員	14
通告第 18 号 春山 千明 議員	14

【議案第40号 久喜市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例】

通告第11号 矢崎 康 議員 15

【議案第49号 久喜市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例】

通告第3号 猪股 和雄 議員 16
通告第9号 渡辺 昌代 議員 16
通告第10号 川辺 美信 議員 16

【議案第51号 久喜総合病院の事業譲渡に係る和解及び権利の放棄について】

通告第2号 岡崎 克巳 議員 18
通告第3号 猪股 和雄 議員 18
通告第4号 富澤 孝至 議員 18
通告第5号 山田 達雄 議員 19
通告第10号 川辺 美信 議員 20
通告第13号 成田ルミ子 議員 20
通告第14号 新井 兼 議員 20
通告第15号 園部 茂雄 議員 21
通告第19号 杉野 修 議員 21

議案第 2 号

平成 2 7 年度久喜市一般会計補正予算（第 6 号）について

○ 通告第 3 号 猪股 和雄 議員

- (1) p. 2 2 臨時財政対策債の縮小方針は評価するが、借換債でなく繰り上げ償還が有利と判断した理由（算定）を説明されたい。
- (2) p. 3 2 個人番号カードの I C チップ不具合による再発行が発生しているが、久喜市ではそうしたケースはあったか。
- (3) p. 3 6 2 7 年度の臨時福祉給付金は、結果的に、対象者の内の 2 割くらいからは申請がされず「辞退」の扱いとなっていると聞いているが、年金生活者臨時福祉給付金の申請見直し、対応方針を明らかにされたい。

○ 通告第 1 7 号 平間 益美 議員

p. 3 6 3 民生費 1 社会福祉費 7 高齢者福祉費

- (1) 申請期間や、申請方法については各市町村で決定次第ということだが、久喜市の決定内容について伺います。
- (2) 2 8 年度中に 6 5 歳以上が対象とあるが、久喜市での予想対象人数を伺います。

○ 通告第1号 丹野 郁夫 議員

- (1) 新市の一体化を促進するための幹線道路の整備について以下伺う。
- p. 252 8款土木費 西堀・北中曽根線道路改良事業について。
ア 進捗状況及び今後のスケジュールを伺う。
 - p. 262 8款土木費 鷺宮産業団地青毛線整備事業について。
イ 進捗状況及び今後のスケジュールを伺う。
 - p. 262 8款土木費 佐間・八甫線整備事業について。
ウ 進捗状況及び今後のスケジュールを伺う。
- (2) p. 266 8款土木費 総合運動公園施設改修事業について。
ア 改修工事の内容及び今後のスケジュールを伺う。
- (3) p. 262 8款土木費 東鷺宮駅周辺整備事業について。
ア 進捗状況及び今後のスケジュールを伺う。
イ 進捗状況や今後のスケジュールを近隣住民及び利用者に周知するため、案内板等を設置するような考えはあるか伺う。

○ 通告第2号 岡崎 克巳 議員

- (1) p. 98 14 東京理科大学跡地管理事業について。
ア 校舎等改修工事の内容。
イ 光熱水費の削減として、照明をLED化すべきだが、いかがか。
- (2) p. 106 2 文化会館改修事業について。
大ホール舞台音響設備改修工事の内容について。
- (3) p. 118 12 防犯灯LED化事業について。
調査内容とLED化スケジュールについて。
- (4) p. 212 7 新エネルギー事業について。
事業内容について。
- (5) p. 290 20 小規模学校・小規模学級活性化事業について。
事業内容について。
- (6) 21 小中学校タブレット端末導入事業について。
事業内容について。
- (7) 22 コミュニティ・スクール導入促進事業について。
事業内容について。

- (8) p. 302 2 中学校空調設備整備事業について。
事業内容について。

○ 通告第3号 猪股 和雄 議員

- (1) p. 20 地方交付税。

基準財政需要額の算定に歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを反映する、また、基準財政収入額の算定に、上位3分の1の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定するという、「トップランナー方式」が導入された。新年度の久喜市の地方交付税算定への影響を説明されたい。

- (2) p. 114 地域会議事業

あやめ・ラベンダー事業、栗橋宿まちあるき、コスモスふれあいロードなど、それぞれ観光費にも計上されているが、担当課も異なっているが、事業内容が違うのか。既成の一つの事業を「地域会議事業」として二重に分ける意味は何か。従来からの観光事業の充実拡大として一本で進めるべきではないか。

- (3) p. 140～ 参議院議員選挙費

ア 参院選投開票事務に、学生アルバイトをどのように活用していくか。

イ 参院選における開票作業の効率化の目標を示されたい。

- (4) p. 150 臨時福祉給付金給付事業

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して「暫定的・臨時的な措置として」、簡素な給付措置を支給する事業だが、恒常的な制度化をしないで、その場で一時的に救済するやり方をバラマキという。

ア 国の施策ではあるが、こうしたバラマキ施策は社会保障制度としては基本的に行うべきではないと考えるが、見解を求めらる。

イ 27年度の臨時福祉給付金は、結果的に、対象者の内の2割くらいからは申請がされず「辞退」となっているという。対象者数、申請数、辞退者数はどうなっているかと、その実情についての見解を伺う。

ウ 新年度も同様の結果が推測されるが、「辞退」防止のために対応方針を説明されたい。

- (5) p. 116 交通安全施設整備事業

エスコートゾーンの設置拡大へ、新年度にどう取り組むか。

ア 視覚障害者が安全に歩行する権利を保障するために、エスコートゾーンの設置拡大が急務だが、新年度の予算措置の説明をされたい。

イ 久喜駅周辺などへの拡大方針を明らかにされたい。

○ 通告第6号 平沢 健一郎 議員

P 2 4 2 7 商工費 3 観光費 6 あやめ・ラベンダー植栽維持管理事業

P 2 6 4 8 土木費 5 公園費 2 公園維持管理事業

P 2 6 6 8 土木費 5 公園費 廃あやめ・ラベンダー圃場管理事業

- (1) あやめ・ラベンダー圃場管理事業が廃止され、あやめ・ラベンダー植栽維持管理事業他に予算が振り分けてある。あやめ・ラベンダーに関わる予算はどのように振り分けられたのか。また、平成28年度のあやめ・ラベンダーに係わる体制がどのように変わったのか。

○ 通告第7号 貴志 信智 議員

- (1) 予算書 106 ページ、今年度の新規事業である文化会館事業について伺う。

ア 平成 28 年度予算編成にあたって菖蒲文化会館を指定管理に移行することに伴う、経費削減効果をどのように判断したか、伺う。

イ 平成 28 年度予算編成にあたって栗橋文化会館を指定管理に移行することに伴う、経費削減効果をどのように判断したか伺う。

- (2) 予算書 96 ページ、産学共同研究支援事業について伺う。

ア 平成 28 年度予算編成にあたって、これまでの実績をどのように評価・検討したか伺う。

イ 平成 28 年度は、本事業をどのように広報していくか方針を伺う。

- (3) 予算書 262 ページ、ドライミスト設置事業について伺う。

ア ドライミスト設置の目的について伺う。

イ ドライミストを稼働させる時期をどのように想定しているか伺う。

ウ 今回「設置」の予算を計上するにあたり、今後の維持管理費をどのように試算したか伺う。

○ 通告第8号 田中 勝 議員

- (1) 166 ページ 3 款 民生費 事業番号 2 敬老事業(6,933千円) ※646千円増
長寿のお祝いとして、77才は記念品。88才と100歳以上は現金支給と認識する。
前年対比の増額は、対象者数の変化と考える。今後の対象者数をどのように見込んでいるのか伺う。

(2) 216 ページ 4 款 衛生費 事業番号 8 合併浄化槽普及促進補助事業(60,116 千円)

※25,024 千円増

この促進事業は困難な作業が伴うものとする。従って、3 点伺う。

ア 単独層と汲み取り式の現在数を地区別にお示し願う。

イ 上記の内、転換設置をどの程度 お見込みか。

(3) 254 ページ 8 款 土木費 事業番号 2 河川補修事業(51,289 千円)

※27,380 千円増

前年度に比較して、額で2,738 万円。率で約115%の大幅に増額となっている。「河川の補修及び浚渫工事を行う。」と示されている。主な事業個所をお示し願う。

○ 通告第 9 号 渡辺 昌代 議員

(1) P、240 7、商工費 6、企業等誘致事業

昨年9月議会での決算では、企業等誘致事業は、1億2,781 万円で、11社に産業の振興及び雇用機会の創出が図られたとしていたが、平成28年度予算では、どのようなになるのか伺う。

ア 平成28年度の予定を、地区別、実績年度別に伺う。

イ 企業誘致条例に該当する企業の固定資産税、都市計画税はいくらか。

ウ 雇用促進助成金、障害者雇用促進助成金の予算は該当があるのか伺う。本来予算立てをして雇用促進を図らなければならないのではないか。

(2) P、98 1、総務管理費 14、東京理科大学跡地管理事業

ア どのように管理を行うのか。

イ 校舎等改修工事とはどういう意味か。なぜ必要か。

(3) P、242 1、商工費 7、市営釣場撤去事業

ア 工事の工程はどのようになるのか。

イ 清久大池、西池の改修とはどのような改修になるのか。

○ 通告第 10 号 川辺 美信 議員

(1) 予算書 P96~97 2 総務費 7 企画費 3 鉄道輸送力増強促進事業

東武鉄道半蔵門線直通急行列車の5時始発の実現について、機会あるごとに発言してきました。実現に向けて2016年度の取り組みについてお伺いします。

- (2) 予算書 P100~101 2 総務費 8 電算管理費 6 社会保障・税番号制度対応システム改修事業

マイナンバーに対応するシステムの改修に 32,368,000 円とありますが、内容をお伺いします。また、国庫支出金 7,465,000 円に対して一般財源が 24,903,000 円とありますが、その内容についてお伺いします。

- (3) 予算書 P118~119 2 総務費 15 交通安全対策費 廃ゾーン 30 推進事業

市道 211 号線の抜け道対策として、南 3 丁目地内をゾーン 30 に指定するように求めてきましたが、2016 年度予算書ではゾーン 30 推進事業が廃止となっています。廃止の理由についてお伺いします。また、市道 211 号線の抜け道対策はどのように進めていく考えなのかをお伺いします。

- (4) 予算書 P220~221 5 労働費 1 労働諸費

2014 年 11 月議会の一般質問において、労働法規について周知を図るため埼玉県で発行している「若いあなたのルールブック」という小冊子を、久喜市においても発行していただきたいと質問しました。その後すぐ、小冊子を市役所の印刷機で印刷して公共施設や市内高等学校に配架していただきました。

ブラックバイトの横行や、法令を守らない企業など雇用ルールのモラルハザードが多発し、若者の雇用環境の悪化が指摘されているいま、「労働ハンドブック」の活用が急務であると考えます。2016 年度においても、市役所の印刷機で印刷して対応するのでしょうか。新成人への配布や、高等学校での教育など広く労働法規を知らしめる必要があると考えますがいかがですか。

- (5) 予算書 P252~253 8 土木費 3 道路新設改良費 5 市道 211 号線道路改良事業

今回の整備区間の内容についてお伺いします。また、南町 3 丁目地内の市道 211 号線について、どのように整備を進める考えなのかをお伺いします。

- (6) 予算書 P336~337 10 教育費 4 学校給食費 6 学校給食センター整備検討事業

1 月 17 日（日）から 18 日（月）未明にかけて降雪があり、雪解け水による雨漏りによって鷺宮給食センター事務所内が水浸しとなる事象が発生しました。事務所の床が完全に乾くまで一週間近くかかりました。こうした事象は今回だけではなく、2 年前の大雪でも発生していたと聞いています。雨漏りが調理室でも起こっていたならば、当日の学校給食は調理ができない状況でした。建物の老朽化は限界であると考えます。鷺宮学校給食センターの早急な建て替えが必要であることは明白です。整備の検討の進め方をお伺いします。

○ 通告第 12 号 戸ヶ崎 博 議員

P 2 4 2 市営釣場撤去事業について。

- (1) 改修及び撤去工事等のスケジュールは。

○ 通告第13号 成田ルミ子 議員

P291 10款 教育費 3目 教育指導費

22 コミュニティ・スクール導入促進事業について

- (1) 来年度より実施するコミュニティ・スクール導入に向け、太東中学校、太田小学校、久喜東小学校がモデル校になり予算が計上されたが、今後、久喜市の小中学校すべてにコミュニティ・スクールを導入していくことをふまえ、本年度の予算は妥当なのか。

○ 通告第16号 石田 利春 議員

- (1) 個人番号カード 関連事業 マイナンバー制度について伺う。

ア 個人番号カード 関連事業 マイナンバー制度は国の事業で、法定受託事務です。従って必要経費は全額国の負担で実施する責任があります。しかし、実際には市の持ち出し分があります。このことに対する市の見解はいかがか。

イ 平成28年度、社会保障・税番号制度対応システム改修に要する費用、及び通知カード・個人番号カード交付事業マイナンバー制度に要する費用を合算すると歳出予算全体はいくらになりますか。その内国が負担した額、市が負担した額はいくらになりますか。

○ 通告第19号 杉野 修 議員

- (1) P218 衛生費 清掃費 ごみ処理施設整備推進事業

ア 新たなごみ処理基本計画は現在の計画をもとにして作成されるというが、検討委員会が新年度に検討する課題は何か伺う。

イ 検討委員会の検討課題は、基本計画概要までか、焼却炉の能力、炉数も含まれるのか伺う。

- (2) P266 土木費 都市計画費

(仮称)本多静六記念 市民の森・緑の公園整備事業を進めるに当たり、検討委員会が公園の整備事業計画を策定するとされている。

ア 事業の概要を伺う。

イ 検討委員会の新年度検討予定を伺う。(会議回数、課題)

ウ 公園基本計画の策定に当たり、検討委員会の検討課題(所掌の範囲)は何か伺う。

- (3) これまで市は、公園の位置づけを「都市公園」と明確にしている。

ア 今後、検討委員会は「都市公園」を前提として検討していくのか伺う。

イ 検討委員会の知見や、学識、経験を生かした自由な検討も有りうると考えるが、検討委員会の運営に当たって市は、事務局としてどのようなスタンスで臨むのか伺う。

○ 通告第19号 杉野 修 議員

- (1) P480 下水道事業費 地方公営企業法適用移行事業
下水道会計に企業会計システムを導入することについて行政、市民にとってのメリット、デメリットをどのように想定しているか伺う。
- (2) 企業会計導入により、ゆくゆくは上下水道会計の一体化を視野に入れている事業か伺う。

○ 通告第 3 号 猪股 和雄 議員

- (1) 議員、市長等のそれぞれの引き上げによる期末手当の影響額を示されたい。数字の正確を期すために、集計表を資料として配付されたい。
- ア 議長、副議長、委員長、議員のそれぞれの、期末手当年間支給額の現在支給額、引き上げ額、改正後の支給額
- イ 議員の定数 30 名の合計額、27 名の合計額、それぞれ現在額、引き上げ額、改正後の額
- ウ 市長等のそれぞれの、期末手当年間支給額の現在支給額、引き上げ額、改正後の支給額
- (2) 議員、市長等には「勤勉手当」の概念はないにもかかわらず、職員の「勤勉手当」の支給月数の変更を、議員、市長等の期末手当に反映させる理由は何か。
- (3) 特別職の報酬の引き上げ（引き下げも）については、特別職報酬等審議会の「意見を聴く」べきではある。特別職報酬等審議会等条例第 2 条は報酬または給料の「額」については「意見を聴く」ことを義務づけている。今回の条例改正は月額が変わらないが、年額は変わるので、これに準じるのが適当と考えるが、いかがか。
- (4) 新潟市、浜松市、尼崎市などでは、期末手当の額についても報酬等審議会に諮問することを規定している。久喜市特別職報酬等審議会条例を改正するべきであるが、いかがか。

○ 通告第 16 号 石田 利春 議員

- (1) 人事院勧告に基づく、一般職員の手当額が改定となり、一般職員との権衡を考慮し議員報酬の改定が提案されているが、過去においても、この考え方を基本に、議員報酬を決めてきたのか伺います。
- (2) 議員の議員報酬と市長や教育長などの給与等に関する条例を、一本の条例として提案されているが、別の議案として提案することはできないのか伺います。
- (3) これまでの議会において、議員報酬については「市民の理解」が不可欠との考えから、「特別職報酬等審議会」にかけるべきではないかとの指摘がありました。議案 28 号提出にあたり、「人事院勧告に基づき一般職員の給与を改定し、議員報酬との権衡を保つ」という考え方について「特別職議員報酬等審議会」での審議はどのようにされたのか。又、市の認識はいかがか伺います。

○ 通告第3号 猪股 和雄 議員

- (1) 議員、市長等のそれぞれの引き上げによる、年間支給額の影響額を示されたい。数字の正確を期すために、集計表を資料として配付されたい。
- ア 議長、副議長、委員長、議員のそれぞれの、報酬と期末手当を合わせた年間支給額の現在支給額、引き上げ額、改正後の支給額
- イ 議員報酬と期末手当を合わせて、定数30名の合計額、27名の合計額、それぞれ現在額、引き上げ額、改正後の額
- ウ 市長等のそれぞれの、給料と期末手当を合わせた年間支給額の現在支給額、引き上げ額、改正後の支給額
- (2) 議員報酬の年間支給額は、県内同規模の13市中5位、30名の総支給額は約2億1000万円で1位となると思うが、いかがか。
- 現員数27名の総支給額と順位を示されたい。
- (3) 特別職報酬等審議会の答申には、「今後、議員報酬の額を改定する場合は、議員報酬総額を考慮して検討を行うことが適当であると考え。」と付記されている。執行部は、「今後」は次回の引き上げ時のことを指していると解釈しているが、答申の趣旨は議員定数削減を求めていると推測される。見解を問う。

議案第30号

久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○ 通告第7号 貴志 信智 議員

市職員の勤勉手当、地域手当が増額となり、持家に対する住宅手当が廃止されることによる財政への影響を伺う。

- (1) 地域手当の増額による財政への影響額を伺う。
- (2) 勤勉手当の増額による財政への影響額を伺う。
- (3) 持ち家に対する住宅手当が廃止されることによる財政への影響額を伺う。

○ 通告第10号 川辺 美信 議員

2015年度の国家公務員の賃金を改定する人事院勧告が8月に勧告されました。また、埼玉県人事委員会勧告は10月に出されています。人事院勧告を受けて、通常は11月定例会に市職員の給料表の改定、および補正予算を議案として提案しています。しかし、今年の11月定例会では議案として提案されませんでした。

久喜市は、人事院勧告を尊重して職員給与の改定を行っていることから、2015年度の職員の賃金の改定の議案の提案が、なぜ2月定例会となったのか次の項目についてお伺いします。

- (1) 11月議会に賃金改定の提案をしなかった理由は何ですか。
- (2) 人事院勧告、埼玉県人事委員会勧告が公表されているわけですが、その勧告に従って11月議会に賃金改定の議案を提案すべきであったと考えますが、久喜市の見解を伺います。
- (3) 11月議会に議案として提案していないことで、職員労働組合とはどのような話し合いをしてきたか伺います。

○ 通告第 1 号 丹野 郁夫 議員

平成 28 年度から施行される行政不服審査法改正に伴う影響について、以下の点を確認する。

- (1) 現在審理中の「異議申立て」について、法改正後の今後の取り扱い方を伺う。
- (2) 久喜市行政不服審査会の役割と、審査会の開催から答申までの大まかな流れについて伺う。

○ 通告第 18 号 春山 千明 議員

- (1) 審査会委員の人数を 4 人とした根拠。
- (2) 審査会に副会長をおく根拠。
- (3) 罰則を盛り込んだ根拠。
- (4) 今回の行政不服審査法の全部改正に伴い関連の条例の改正もあり、パブリックコメントを募集して対応している一部自治体もある。必要性の検討はなされなかったのか伺います。

○ 通告第13号 成田 ルミ子 議員

- (1) 地方青少年問題協議会法の一部改正により、会長及び委員の要件に係る規定が廃止され、各自治体の判断によるものとなった。今まで市長が会長であったが、今後どのように組織は変わるのか。
- (2) 協議会の庶務は、市民部生活安全課において処理するとあるが、埼玉県内の他市の状況をみたとき、久喜市の青少年係が生活安全課に所管されていること自体、特徴的であるが理由はなにか。

○ 通告第18号 春山 千明 議員

- (1) 地方青少年問題協議会法の改正部分が、今回の提案条例の具体的にどこに反映されているのかお伺いします。
- (2) 第4条、議会の議員が省かれた理由をお伺いします。
- (3) 今までの久喜市青少年問題協議会での活動内容とこの条例制定後の久喜市青少年問題協議会の活動はどのような点が変わってくるのかお伺いします。

○ 通告第11号 矢崎 康 議員

この度の条例は消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営に関して体制の明確化のためと理由を述べられた。以下伺います。

- (1) 第2条で「市長はセンターを設置した時は」とありますが、2号で規定している事務を行う日及び時間について伺います。
- (2) また所在地に変更はないか。確認させていただきます。
- (3) 業務内容に記載がされていませんが、別途他の条例で業務を定める予定でしょうか。もしも予定が決まっていたらお示してください。

○ 通告第3号 猪股 和雄 議員

- (1) 私立幼稚園で認定こども園に移行した場合の保育料を、市立幼稚園に適用する理由は何か。合わせなければならない必然性はないと考えるが、見解を問う。
- (2) 「保育料」を徴収する場合は、保育園保育料の基準額表を参考に、所得に応じたの階層区分を細かくするべきと考えるが、そうしなかった理由を説明されたい。

○ 通告第9号 渡辺 昌代 議員

- (1) 久喜市立幼稚園の子ども・子育て支援新システム移行はもっと以前からわかっていたことであるから、早くからの取り組み、幼稚園保育料等検討委員会の審議時間の保障が必要ではなかったか。
- (2) 現在の園児の場合では、改定後の階層別該当人数は。
- (3) なぜこの料金の提案に至ったのか。
- (4) 他市の現状からすると、久喜市の改定案はダントツで高いことになる。子どもの貧困が問題になっている中で、公立の園は、その立場をしっかりと考えなければならないのではないか。伺う。
- (5) 保育料等検討委員会でも出されていたが、2園とも年少（3歳児）保育がなく、給食もない、又、中央幼稚園では、通園バス、預かり保育もない中での改正である。保護者からは、（委員からも）改善の要求が出されていた。これらのことはどうするのか。改善すべきと考えるが、いかがか。

○ 通告第10号 川辺 美信 議員

子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立保育園が特定教育・保育施設に移行したことにより、利用者負担額を変更すると提案理由に書かれていますが、次の項目についてお伺いします。

- (1) 特定教育・保育施設に移行したとありますが、幼稚園の教育内容に変更点があればお伺いします。
- (2) 現在入園している園児を対象に、改定する料金区分での世帯数をお伺いします。
- (3) 改定する料金区分は、久喜市教育・保育に係わる保育料に関する規則に定める、教育に提供を受ける場合の保育料基準額表の4歳児以上と同額とした根拠をお伺いします。

- (4) 市立保育園の保育料の料金区分は18区分あり、低所得世帯層に配慮したものとなっています。今回提案されている料金区分は5区分となっていますが、低所得世帯層に配慮した料金区分を設定すべきだと考えますがいかがですか。
- (5) 料金区分を改定することで、全体の影響額はどの程度を見込んでいますか。

議案第51号

久喜総合病院の事業譲渡に係る和解及び権利の放棄について

○ 通告第2号 岡崎 克巳 議員

- (1) 「和解」と「権利放棄」が同一議案として提出した、理由を伺う。
- (2) 市は厚生連に対し、施設補助としての補助金を全額返金を求めたのはなぜか。また、和解金としての3億7千万円は妥当な金額か。
- (3) 巨樹の会の協定書の履行は確実に担保されるのか。また、地域医療の課題に対する運営方針を持っているか。
- (4) 厚生連とは運営期間の設定しなかったのはなぜか。また、巨樹の会とは10年の運営継続を定めたのはなぜか。10年以降はどのようになると市は考えるか。
- (5) 巨樹の会は市から補助金を受けていない。10年以内の運営中止に対し、市債の未償還残高に相当する違約金を求めるのはなぜか。
- (6) 厚生連から譲渡後の病院運営はどのような内容になるのか。また、カマチグループ内部での再編による事業譲渡とは何か。
- (7) 病院譲渡に関しては、患者をはじめ、多くの市民が関心を持っている。病院が1日も休むことなく運営されるなど、市民には十分な周知が必要であると考えているが、いかがか。

○ 通告第3号 猪股 和雄 議員

- (1) 巨樹の会が、厚生連からすべての事業を継続し、協定書に基づく久喜市との全ての約束事項を承継することを約束するのであれば、補助金返還は必要ないと思う。
久喜市が、厚生連から巨樹の会への事業譲渡が「補助金交付目的に反する」と判断した根拠、および厚生連が「反していない」と判断した根拠を説明されたい。
- (2) 市民にとっては、補助金返還問題よりも、良い医療を行ってもらえればいいのであるが、執行部は、今回の久喜総合病院の売却・事業譲渡によってその保証はあると考えているか。久喜総合病院に対するこれまでの市民の不安や不満は改善されるのか。

○ 通告第4号 富澤 孝至 議員

- (1) この議案は、和解と権利の放棄であり、本来2つの議案になるべきところ1つの議案で提案されている。その理由について。

- (2) 久喜市は厚生連に対して補助金全額の返還を求めたが、厚生連は巨樹の会への事業譲渡は補助金交付目的に反しておらず、補助金返還要求は受け入れられないとのことだが、久喜市は何をもって補助金交付目的に反すると判断し補助金返還を求めたのか伺う。
- (3) 「和解金の支払いをもって、事業譲渡に関し、補助金問題を含め一切の問題が解決」とする和解金の金額の根拠を示してください。
- (4) 厚生連に対し、久喜総合病院の施設整備に当たり、久喜市からの補助金35億8千万円の補助金が出ていることから厚生連から巨樹の会への譲渡金額を示してください。

○ 通告第5号 山田 達雄 議員

- (1) JA 埼玉県厚生連から一般社団法人巨樹の会への譲渡価格はいくらなのか。
通常譲渡価格を知った上で事業譲渡に係る交渉をすべきではないのか。
- (2) H27.12.29 付け確約書第2条第1項、乙が甲に対して約束した全ての事項を乙より承継し、とあるのは H20.3.24 付け協定書の全てと理解してよろしいのか。
 - ア 診療体制…協定書第5条第2項、および第6項について。
 - イ 確約書第5条には10年継続とあるがその根拠は。またそれを担保するものは。
- (3) 和解金(違約金?)としての3億7千万。提示された金額の根拠は。
- (4) 開院後僅か5年で経営譲渡することとなったその責任の所在について。
 - ア 本来責任を負うべきは経営母体である JA 埼玉県厚生連にあると考えるがいかがか。
 - イ 公的医療機関である幸手病院を誘致し一法人に事業譲渡する事となった事への見解を伺う。
 - ウ 市民に対して釈明する必要があると考えるがいかがか。
- (5) 議案書4(1)には巨樹の会へ事業譲渡するのであれば補助金交付目的に反することになると自ら認めている。
 - ア 協定書第12条第2項の規定により補助金の全部若しくは一部について返還を求める事が出来るとあるが、この件についての見解を求める。
 - イ 今後10年間病院経営がなされたとしても、都合15年間で35億8千万円を病院誘致にあたり補助したことになるが、これが適正な予算執行といえるものなのか。
- (6) 提案理由の中に「補助金問題に関し一切の疑義を解消し」とあるが一切の疑義とは何を指しているのか、一切ということは疑問視されるものが複数存在しているものとみられる。その一切についての説明を求める。
- (7) 第2の東京理科大問題になるのではないかと多くの議員は危惧していたと思うが、昨年4月に問題が提起されながらも去る1月15日の全員協議会まで秘匿してきた事は議会軽視そのものであり市民に対する背信行為と考える。市はこの対応を正論と位置付けるのか。

○ 通告第10号 川辺 美信 議員

(1) 議案審議の前提として、議案と確認書との関係についてお伺いします。

久喜総合病院の譲渡問題は、久喜市民に大きな衝撃と不安をもたらしました。市民の念願であった総合病院と救急病院の開設は、安全と安心をもたらしてくれましたが、わずか5年で売却となったことで、久喜総合病院自体に対する疑念を抱く市民も少なくありません。35億8千万円の補助金問題もそうですが、今後の総合病院の行方を危惧する声が大きいです。今回提案されている議案において、今後10年間は現在の医療体制を堅持するように書かれていますが、その担保として受け止めるには、参考資料で出された「確認書」の完全履行であることは明白です。

しかし、議案の文章には担保となる「確認書」の文字が書かれていません。提案理由に書かれている「久喜総合病院を地域医療の中核病院として今後も存続させる」との根拠は、議案書のどの部分を持って提案されているのかお伺いします。

○ 通告第13号 成田ルミ子 議員

(1) 久喜総合病院に久喜市が出した35億8千万円の補助金は施設整備だけに出したものでなく、未来永劫、久喜市で病院を運営していってもらうための補助金であったと説明された。厚生連と交わした当時の協定書の中にそういった一文があったのかどうか伺う。

(2) 厚生連が巨樹の会に病院を譲渡した際の金額はどのくらいだったのか。和解金の3億7千万円が果たして和解するに相当な額であったのか。

○ 通告第14号 新井 兼 議員

(1) 補助金問題に関しては、久喜市と相手方厚生連との間において、補助金交付目的に「反する」または「反していない」との認識に差異が生じ、和解金3億7千万円の支払いをもって、一切の問題が解決されたものとするとのことだが、今般の和解内容に至るまでの双方の主張、条件提示等の交渉経緯を明らかにされたし。

(2) 参考資料の「確認書」第7条（久喜市補助金等の交付に関する規則との関係）第一項に規定する「事業譲渡等」で想定する財産処分内容について伺う。

○ 通告第15号 園部 茂雄 議員

(1) 久喜市とJA厚生連との覚書では、履行出来なかった場合の補助金返還が明記されているが、三者間の弁護士の前協議により未償還金については巨樹の会が10年間の事業継承する条件等により、和解金3億7000万円の決定がなされたが、その根拠について明確な説明を求める。

また、久喜総合病院の経営状況が悪化していた事を認識していた市はこれまでの対応についての総括と今後、民間事業者の巨樹の会ではあるが、最低10年間はこれまで以上の行政との連携が求められると思うが市の考えを伺う。

○ 通告第19号 杉野 修 議員

(1) 本文中、3の(2)のアにおいて「相手方巨樹の会は、相手方厚生連が久喜市に対して約束したすべての事項を相手方厚生連から承継し、」とあるが、「すべての事項」とは、いわゆる「覚書」や本「和解及び権利放棄」の内容以外にどのような約束を指しているのか伺う。

(2) 本文中、同じくイにおいて「相手方巨樹の会は、本件事業譲渡の日から少なくとも10年間は、久喜総合病院の運営を継続する。」とある。

ア 「10年間」とした理由は、久喜市が起債した市債の償還満了以外にどのような判断基準があったのか伺う。

イ 「病院の運営」とは、中核医療機関としての機能、診療の範囲や水準、あるいはまた良好な雇用関係や労働環境の維持など「病院の運営に関するすべての事柄」と理解するがいかがか、伺う。

(3) 本文中、同じくウ、エにおいてうたわれている意味は、「事業譲渡の実行日」から10年後において、久喜市は補助金返還請求権を放棄はするが、その後においても病院の運営の安定的運営を目指すことには変わりないものと理解するが、いかがか伺う。